

第1章 はじめに

1.1 本マニュアルの内容

わが国における生活排水処理事業は、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽などによって整備され、平成 18 年度末の汚水処理人口普及率は 82.4%に達しています。しかし、人口 5 万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は 65.5%にとどまり、さらなる汚水処理施設整備の進捗が期待されているところです。

各事業のうち、集合処理として下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントが、個別処理として浄化槽がそれぞれ生活排水処理システムとして位置付けられています。特に人口 5 万人未満の市町村においては、公共用水域等の水質保全を図り、生活環境の保全に資するものとするために個別処理としての浄化槽を整備し、適正な維持管理を行うことが必要になっています。また、今後の浄化槽の在り方に関する「浄化槽ビジョン」について（平成 19 年 1 月 15 日）においても、浄化槽整備区域を設定するためには、財政支援のほかにも浄化槽の特徴を踏まえた積極的な浄化槽整備区域の設定や専門家による総合的な助言、地域住民の環境意識の高揚などが挙げられています。

そのためには、維持管理（保守点検、清掃及び法定検査）の実施方法について、効率的かつ確実に実施できる仕組みを構築するとともに、浄化槽使用者の負担を軽減し、浄化槽の更なる普及のためには、国民の浄化槽への信頼性を向上させる必要があります。

現在、市町村が浄化槽の面的な整備を行う際の整備促進のため、実際に浄化槽を使用する住民である浄化槽管理者に対して地方公共団体及び地方公共団体から委託を受けた者が浄化槽に関する講習会あるいは説明会等を通じて、浄化槽の設置や維持管理等に関する様々な説明、指導・助言を行っている場合がありますが、これまでその方法や内容等に係る総括的な手引きを作成していないために個々に対応している状況でありました。

そこで、本マニュアルは、浄化槽の面的な整備を図る際、地方公共団体及び地方公共団体から委託を受けた者（主として指定検査機関や維持管理業者等）が、浄化槽管理者に対して浄化槽の設置から維持管理に関する指導・助言を行う場合に、適切かつ円滑な実施ができる手引きとして取りまとめられたものです。

1.2 マニュアルの活用方法

このマニュアルの内容は、生活排水処理を実施する上での基本的考え方、個別処理としての浄化槽の特徴及び浄化槽を導入した場合のメリットについて述べ、浄化槽の設置工事から維持管理の実施体制やその財政支援について、住民に説明する際の考え方や手順を示しています。

したがって、本マニュアルの対象は、浄化槽を設置する者、単独処理浄化槽使用者及び浄化槽既設置者の住民であり、浄化槽に関する説明会等の開催方法やその際に必要な資料・教材の内容をわかりやすく、事例などを挙げながら解説しています。

各章は次のとおりで構成されており、掲載されている図表や参考資料などはそのまま活用することを前提にしています。

- 第1章 はじめに
- 第2章 生活排水処理の必要性と浄化槽の特徴
- 第3章 設置工事と浄化槽の種類
- 第4章 浄化槽を使用するための維持管理の必要性
- 第5章 浄化槽管理者への説明

具体的な例として、

- 浄化槽の設置や補助の手続きについて説明する場合 …………… 第3章
- 保守点検、清掃と法定検査の実施体制の流れについて説明する場合 …… 第4章
- 講習会や説明会の開催方法や企画立案について説明する場合 …………… 第5章

をそれぞれ活用してください。